

○自衛隊法

(昭和二十九年六月九日)

(法律第百六十五号)

(都道府県等が処理する事務)

第九十七条 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。

(平一一法八七・平一八法一一八・平二一法四四・一部改正)